

# 学校法人大阪産業大学における私学共済の標準報酬月額報告の誤りについて

本法人は、昭和 29 年に私学共済制度が創設された時から私学共済に加入しています。

本法人では、相当数の加入者について、私学共済の掛金算定のベースとなる標準報酬月額が、長年にわたり誤って算定され、掛金の納付が過少となっていたことがわかりましたので、今年度より是正いたします。

私学共済加入者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

## 1. 私学共済における掛金の徴収について

私学共済における年金や健康保険等の掛金は、加入者の報酬月額を標準報酬月額表にあてはめ、その該当する等級に応じた金額を加入者から徴収することとなっています。

私学共済の掛金の算定基準となる標準報酬月額には、基本給のほか、家族手当、住宅手当、通勤手当、時間外手当などの支給額がすべて含まれることとなっていますが、本法人では本来含めるべき支給額の一部である「通勤手当、時間外手当など」をこれまで標準報酬月額の算定基準に含めていなかったことがわかりました。これに伴い、相当数の加入者の私学共済の掛金が過少となっていました。

算定基準に含めていなかったのは、確認できる範囲では平成 2 年まで遡ることができですが、本法人が私学共済に加入した当初から含めていなかった可能性もあります。

つきましては、今後、私学共済で定められている通りに支給額のすべてを標準報酬月額の対象として掛金を算定の上、学校法人負担分及び加入者負担分を納付することといたします。過少となっていた掛金の精算についても、日本私立学校振興・共済事業団と相談の上、対応したいと考えています。

## 2. 本件による加入者への影響について

これまで支給額の一部が標準報酬月額の対象となっていなかったことで、本来納付すべき掛金が過少となっていた相当数の加入者については、将来給付を受ける年金が本来の年金額より少なくなることが見込まれます。

## 3. 本件に関する調査および関係者への処分について

本件に関しては、学園内に調査委員会を設置し、事実確認を行った上で、関係者に対して厳正な処分を実施したいと考えています。

## 4. 再発防止策について

事務組織の見直しや関係する管理者への指導及び教育の徹底、さらには組織風土の是正など、正確な私学共済の事務処理が行えるよう人員及び体制の強化を図ります。

令和元年 8 月 23 日  
学校法人 大阪産業大学

< 本件に関するお問い合わせ >

報道機関等：学校法人 大阪産業大学 総務部 総務課

教職員及び退職者：学校法人 大阪産業大学 総務部 職員課

TEL：072-875-3001(代)